

松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、松阪地域定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）を策定又は変更するに当たり、関係者の意見を広く反映させるため、松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、共生ビジョンの策定又は変更に関することについて協議する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 松阪地域定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、経営企画部経営企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。